

平成 22 年度
首都圏整備に関する年次報告
要旨

平成 23 年 6 月

国 土 交 通 省

全体構成

第1章 首都圏をめぐる最近の動向

第1節 首都圏における東日本大震災の被害状況について

第2節 首都圏の国際競争力の動向について

第2章 首都圏整備の状況

第1節 人口等の状況

第2節 産業機能の状況

第3節 個人主体の多様な活動の展開

第4節 環境との共生

第5節 安全・快適で質の高い生活環境の整備

第6節 将来に引き継ぐ社会資本の整備

第7節 首都圏整備の推進

資料 首都圏整備に関する各種データ

この文書は、首都圏整備法（昭和31年法律第83号）第30条の2の規定に基づき、首都圏整備計画の策定及び実施に関する状況について、報告を行うものである。

首都圏：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県

東京圏：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

近隣3県：埼玉県、千葉県、神奈川県

第1章 首都圏をめぐる最近の動向

第1節 首都圏における東日本大震災の被害状況について

1. 首都圏における被害

(1) 首都圏における被害の概況

平成23年3月11日(金)14時46分に、三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」が発生し、宮城県栗原市で震度7、宮城県、福島県、茨城県及び栃木県の多くの市町村で震度6強となるなど広い範囲で強い揺れを観測した。4月末現在でも、この巨大な地震による余震が続いており、震度4以上の地震が130回以上観測されている。また、太平洋沿岸を中心に高い津波を観測し、特に東北地方から関東地方の太平洋沿岸に大きな被害が生じた。

東日本大震災の被害をみると、死者・行方不明者数は25,766名にのぼり、住宅被害棟数は全壊・半壊が106,526棟となっている(消防庁災害対策本部のまとめ(4月28日11時現在))。また、電気、ガス、鉄道、公共土木施設などライフライン・公共施設の損壊、福島第一原子力発電所の事故、民間事業者の生産設備の損壊、サプライチェーンの分断など、国民の生命・財産のみならず、社会経済活動の全般にわたって甚大な被害が生じている。

首都圏についてみると、最大震度は、茨城県・栃木県内で観測された震度6強で、他の都県内でも震度5弱以上の強い揺れを観測した。政治・経済の中核機能が集積する東京23区においても、ほぼすべての区で震度5弱以上となった。今回の地震のように、首都圏で最大震度6弱以上を観測し、首都圏のほぼ全域で強い揺れを観測したのは、1923年の関東地震(関東大震災)以来のことであった。

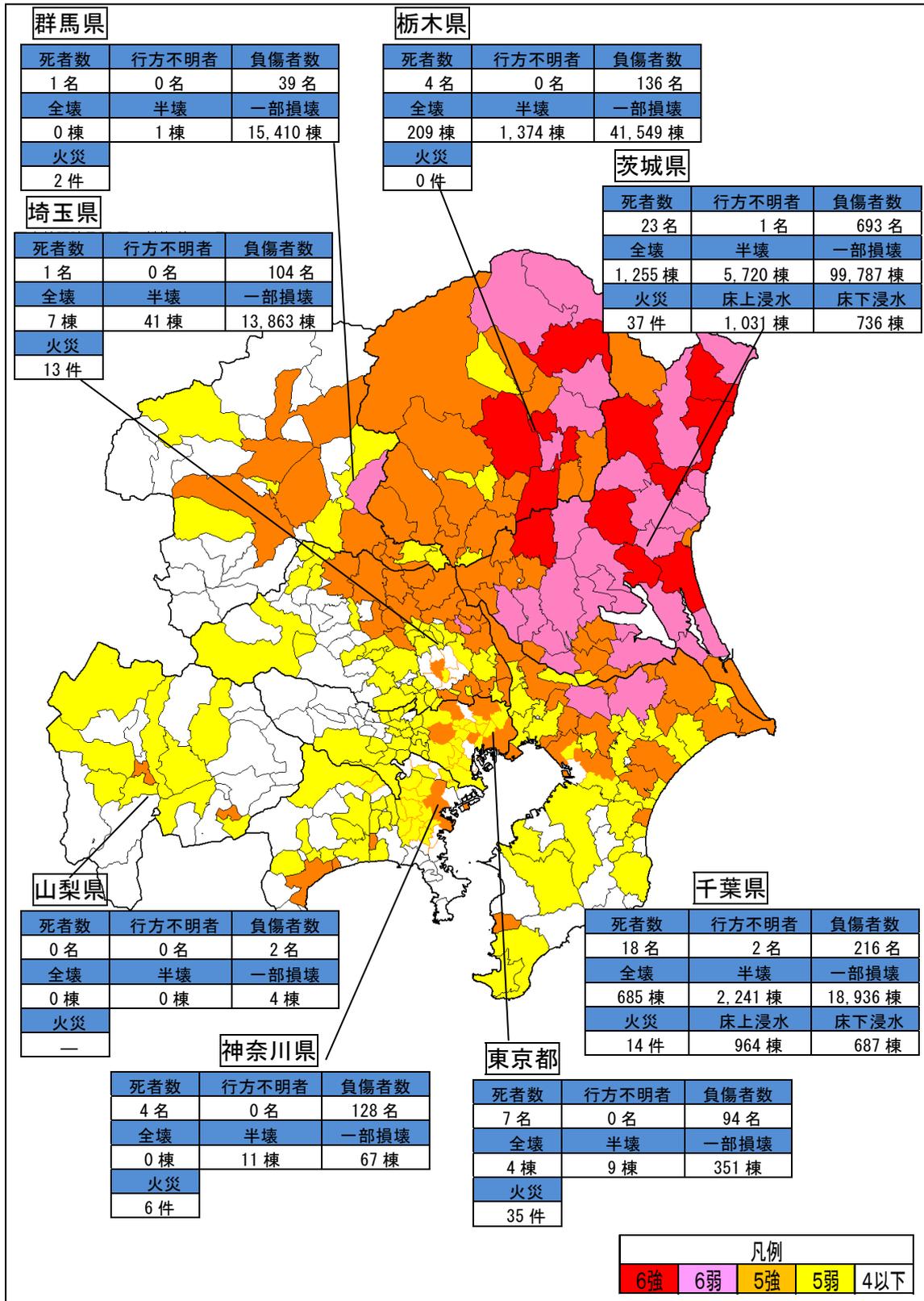
この影響により、東京湾岸を中心に広い範囲にわたり液状化現象が起こるとともに、茨城県及び千葉県の太平洋沿岸を中心に津波が発生した。首都圏の被害状況をみると、死者・行方不明者数は61名、住宅被害棟数は全壊・半壊が11,557棟となり(図表1-1-1)、多くの地域でライフラインの稼働停止、公共土木施設の損壊があったほか、千葉県市原市でのコンビナート火災など民間事業者の生産設備にも大きな被害が生じた。

また、発災日においては、首都圏の主要な鉄道の運行停止に伴い大量の帰宅困難者が発生するとともに、サプライチェーンの分断、物流の停滞も発生した。

一方、福島第一原子力発電所の事故、計画停電の実施などによる経済活動の停滞、外資系企業や大使館の首都圏からの退避及び農林水産物等の風評被害が発生した。

更に、生活必需品の買占め行為の発生、消費マインドの悪化、外出や各種行事の自粛・延期など被災していない国民の心理的な影響によるものも含め、首都圏にも大きな影響をもたらした。

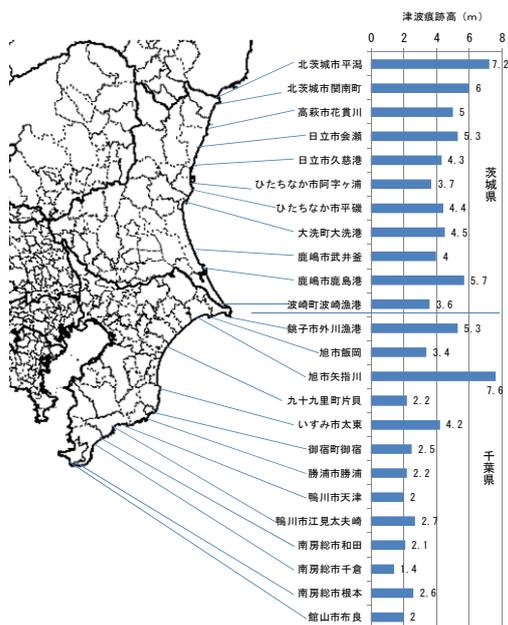
図表 1-1-1 首都圏の被害状況（4月28日現在）



資料：震度については、気象庁報道発表資料（H23.3.30）、死者、行方不明者及び負傷者数、全壊、半壊及び一部損壊棟数並びに火災件数については、消防庁災害対策本部「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震（第115報）」（H23.4.28）及び山梨県「東北地方太平洋沖地震による被害状況」（H23.3.16）、床上浸水及び床下浸水棟数については、千葉県「平成23年東北地方太平洋沖地震について（87報）」（H23.4.28）及び茨城県住宅被害状況（H23.4.28）により、国土交通省国土計画局作成

(2) 津波による被害状況

図表 1-1-2 茨城・千葉での海岸津波高さ



首都圏においても、海岸線のほぼ全域で津波が観測された。なかでも茨城県及び千葉県東部の太平洋沿岸では高い津波が観測され、その浸水面積は両県あわせて約 40 km²となった。東京大学地震研究所の調査によれば、千葉県旭市の津波の高さ（痕跡高）は最大 7.6 mに達している（図表 1-1-2）。この津波により、首都圏においても複数の死者、行方不明者が出ているほか、家屋の損壊、漁船の流出、宅地・農地の冠水、港湾施設等の公共施設の損壊などの被害が発生している。

注1：痕跡高は建築物や立木などに残された津波の痕跡の高さから、到達した津波の高さを推定したもの。

注2：津波計の計測値とは数値が異なることがある。

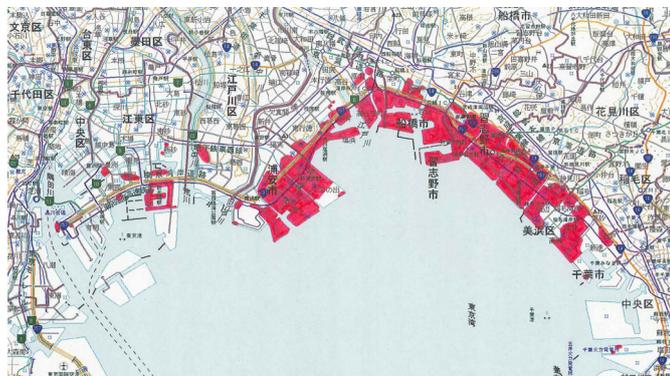
資料：茨城・千葉での海岸津波高さ（東京大学地震研究所）により国土交通省国土計画局作成

(3) 液状化による被害状況

首都圏における特徴的な直接被害のひとつとして、液状化による被害があげられる。液状化による被害は、東京湾岸の埋立地や利根川、荒川、霞ヶ浦、北浦などの沿岸といった地盤が脆弱な地域に多くみられた。東京湾岸の台場地区から千葉市にかけての範囲において、液状化が発生した可能性がある地域の面積は、約 40 km²に達するとの推計がなされている（安田進「関東の液状化被害」（地盤工学会 東北地方太平洋沖地震災害調査報告会資料（2011. 4. 11）））。

液状化による被害が大きかった浦安市においては、市域の4分の3が埋立地であり、その埋立地の一部が液状化し、噴砂、浸水及び地盤沈下が起こった。それに伴い、家屋、電柱等の沈下や傾倒、下水道等の地下構造物の損壊、マンホールの抜上り等が数多く発生した。

図表 1-1-3 東京湾岸における液状化発生エリア（現地調査と空中写真判読から推定した範囲）



注：3月12日～23日に実施した安田教授らによる現地調査結果に、(株)八州により3月20日に撮影された航空写真の情報を加え、液状化が発生したと推定される地区をおおまかに図示したもの。ただし、この範囲にも地盤改良を施したりして液状化していない区域も含まれる。

資料：安田進「関東の液状化被害」（地盤工学会 東北地方太平洋沖地震災害調査報告会資料（2011. 4. 11））をもとに国土交通省国土計画局作成

(4) 電力供給の低下

首都圏及び静岡県の一部に電力を供給する東京電力は、3月11日の東日本大震災の影響により、福島県、茨城県及び栃木県を中心に管内の原子力発電所、火力発電所及び水力発電所の一部の運転を停止したため、予想される電力需要に対する電力供給ができなくなった。特に福島第一原子力発電所においては、放射性物質の放出を伴う事故が発生した。このため、東京電力は、首都圏における予見性のない大規模停電を回避するべく、3月14日から首都圏のほぼ全域（荒川区・足立区以外の東京23区を除く。）を対象地域とし、地域内を5つのグループに分割して、グループごとに1回当たり3時間の停電を輪番で実施する計画停電を実施した。この影響により、首都圏各鉄道会社は、実施地域内で運行する路線を中心に、運休や間引き運転を実施した。また、製造業においても、計画停電の実施時間における工場の操業停止等による生産の縮小がみられた。サービス業全般においても、営業時間の短縮や臨時休業を行った店舗を中心に、売上げの減少がみられた。

その後、東京電力は、4月8日に管内の需要家の節電への取組等により、管内における電力の需給バランスが改善したため、計画停電を原則として実施しないことを発表し、計画停電は事実上終了した。これと同時に、政府の電力需給緊急対策本部は、「夏期の電力需給対策の骨格」において、夏には電力の需給ギャップが再び拡大し、供給力が不足する見通しであり、抜本的な需要抑制対策を講ずる必要があると発表している。

2. 首都圏における経済社会活動への影響

(1) 生産活動への影響

①被害の大きかった茨城県、栃木県及び千葉県製造業の被害状況

茨城県、栃木県及び千葉県は、鹿島臨海工業地域、関東内陸工業地域及び京葉工業地域を抱え、我が国の製造業の生産額の10.4%を担っており、名目総生産額は10.2兆円にのぼる。(図表1-1-4)

茨城県、栃木県及び千葉県は、地震による強い揺れに加え、津波と液状化の影響も受け、被害が大きく、製造業を営む企業の中には、建屋・生産設備の損壊、電気、ガス、水道等ライ

フラインの供給停止といった影響を受けて、操業を一時休止するなどの対応をとるものもみられた。4月以降、操業は順次再開されつつあるものの、物流事情の悪化、エネルギー需給の逼迫などの影響により、本格的な操業の再開までには時間を要すると見込まれる企業もある。

製造業における最終生産物の製造までの工程では、多種多様な資材や部品の調達を必要とするため、東日本大震災によるこれら製造業の生産活動の低下が、サプライチェーンを通じて、他の地域の生産活動に影響を及ぼすことがある。

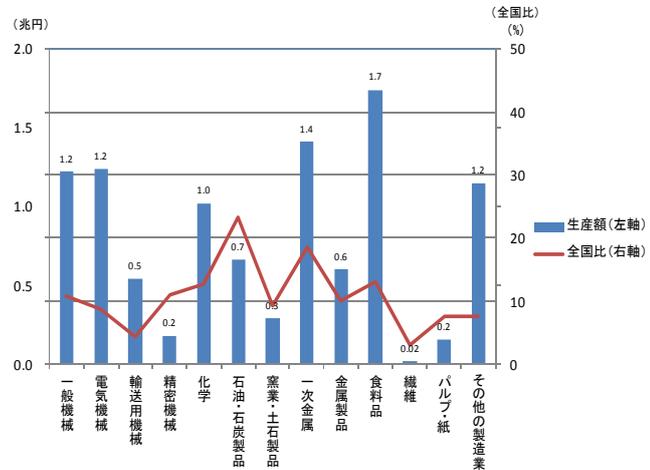
②農林水産物等の風評被害

福島第一原子力発電所の事故により、福島県や首都圏の一部地域で生産された農産物、漁獲物から規制値を上回る放射性物質が検出され、放射性物質が検出された農産物等と同種の品目で出荷の停止や自粛等の措置がとられた。しかし、出荷制限の対象とならない品目についても風評被害により取引できない事例がみられた。

③東京都の商工業者への影響

東京商工会議所が東京都の地域商工業者1,009社を対象に行った「東日本大震災アンケート調査」(平成23年4月14日発表)によると、東日本大震災により何らかの影響を受けていると回答した企業が全体の約9割、売上・来店者数等の営業状況に影響を受けている企業が約8割、原材料・資材・商品等の調達状況に影響を受けている企業が約6割に達した。

図表 1-1-4 茨城県、栃木県、千葉県の主要製造業の名目GDPと全国比



資料：内閣府「平成20年度県民経済計算」により国土交通省国土計画局作成

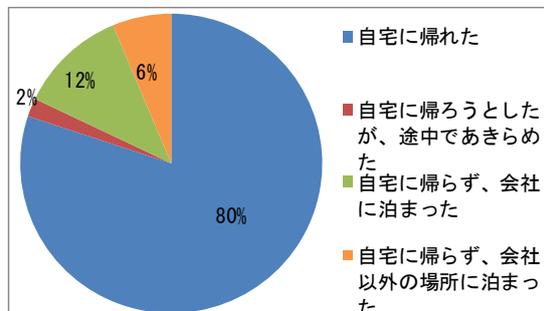
(2) 東京都心部を中心とした都市活動への影響

① 発災日の帰宅困難者の発生

首都圏においては、広範囲にわたって強い揺れに見舞われたため、交通機関に混乱が生じたことなどから、多くの人々が帰宅手段を奪われ、東京都心部を中心に多くの帰宅困難者が発生した。

「災害と情報研究会」及び「(株)サーベイリサーチセンター」による「東日本大震災に関する調査(帰宅困難)」(調査対象：東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県の実住者で地震発生時に首都圏にいた男女2,026名)においては、3月11日の帰宅状況について、「自宅に帰れた」人が80%で、残りの20%は当日の帰宅ができなかったとの結果が出ている(図表1-1-5)。

図表 1-1-5 地震当日の帰宅状況



資料:「東日本大震災に関する調査(帰宅困難)」(「災害と情報研究会」及び「(株)サーベイリサーチセンター」)により国土交通省国土計画局作成

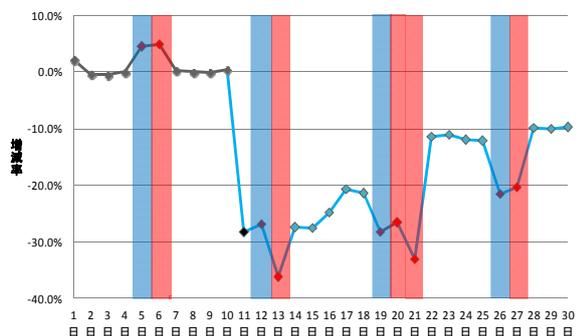
発災後においては、地震の規模や余震に関する情報、交通機関の運行情報の提供や、家族や親戚・知人などの安否確認へのニーズが高くなり、携帯電話や固定電話を利用しようとする人が急増する。しかし、発災後は通話量・通信量が增大したため、首都圏においても固定電話及び携帯電話の音声通信において各通信会社による通信規制が実施され、音声通信についてはつながりにくい状況となった。また、携帯電話によるパケット通信についても、首都圏において通信規制は実施されなかったものの、つながりにくい状況となっていたとみられる。

② 域内における人の移動の減少

東日本大震災は、首都圏の公共交通の運行に大きな影響を与えた。3月11日の地震発生直後、首都圏の在来鉄道は全面的に運休し、13日までにかけて、順次、概ね復旧したが、3月14日からの福島第一原子力発電所の事故発生に伴う計画停電の実施の影響により、首都圏鉄道各社は、鉄道ダイヤの運休や間引きによる運転を行うこととなった。

都営地下鉄の乗降客についてみると、3月11日以降における乗

図表 1-1-6 平成23年3月における都営地下鉄の自動改札機通過人員(対前年度同日比)



注1:平成22年3月における同一週の同一曜日(同年3月2日~31日)が比較対象。

注2:東京都交通局の管理駅(都営地下鉄101駅)の乗降(入場+出場)人員を集計。

注3:浅草線押上駅、三田線白金高輪駅、白金台駅、目黒駅、新宿線新宿駅は集計外。

資料:東京都交通局資料により国土交通省国土計画局作成

降客の減少が著しい。東京都交通局の管理駅における自動改札機通過人員の前年増

減比（3月13日～29日を対象）によると、震災後は19.3%の減少（平日17.1%減少、土日祝日27.3%減少）となっており、東京都心部において、人々が不要不急の外出を控えていた状況がうかがわれる（図表1-1-6）。

③消費活動の減退等

東日本大震災は、首都圏における消費活動にも大きな影響をもたらした。

内閣府の「景気ウォッチャー調査（平成23年3月調査結果）」によれば、平成23年3月分の関東地方（山梨県及び長野県を含む）の景気の現状判断DIは、前月比で24.2ポイントの大幅な低下となった。

首都圏においても、自粛ムードのまん延により、宴会の中止・延期、外出の抑制、不要不急の商品の購入の抑制などが起こり、消費活動が減少した。

（小売業界）

スーパーやコンビニエンスストアにおいては、水、食料品、トイレットペーパーや乾電池といった生活関連物資等について、買占めがみられた。

一方で、衣料品などについては、買い控えが進んだ。

主要大手百貨店の首都圏地区における3月の売上高（対前年同月比）についてみると、大幅に減少している（図表1-1-7）。

図表1-1-7 大手百貨店の首都圏での平成23年3月の売上高（対前年同月比）

百貨店名	首都圏の店舗数	3月売上高 (対前年同月比)
A百貨店	3店舗	-22.8%
B百貨店	6店舗	-23.5%
C百貨店	8店舗	-26.1%
D百貨店グループ	5店舗	-31.1%

注：各百貨店の売上高は、首都圏地区における上記店舗の売上高の合計を対象としている。

資料：大手百貨店の平成23年3月売上速報より国土交通省国土計画局作成

（3）在日の大使館・外資系企業の退避の動き

東日本大震災は、首都圏に集積する各国の在日大使館の業務にも影響を与えた。震災後に一時的にでも在京の大使館を完全に閉鎖した国は、32カ国にのぼった（そのうち、29カ国が在京大使館を再開（4月28日現在））。例えば、欧州のある国は、自国民に対し関東地域からの退避を勧告するとともに、大阪の総領事館に大使館機能に移転し、日本での業務を継続した。また、在日大使館機能を一時、韓国に移転した国もあった。

外資系企業においても、福島第一原子力発電所事故の被害拡大を懸念して、首都圏から一時退避する動きがみられた。なお、4月以降、退避の動きは収まりつつある。

3. 首都圏から被害の甚大な被災地に対する支援の展開

(1) 首都圏の自治体間による各種支援の展開

一つの都道府県では対応が難しい大規模災害が発生した際には、より広域的な支援体制が求められる。平成7年1月の阪神・淡路大震災を契機として、全国的な制度として、平成7年5月に緊急消防援助隊が、平成7年6月に広域緊急援助隊が創設されている。

更に、今回の震災のように、各ブロック知事会での相互応援では対応できない事態に備え、平成8年7月に、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」（現在の協定は平成19年7月締結）を全都道府県が締結し、全国知事会の調整の下に、広域応援が行われることが取り決められている。また、首都圏の市区町村間においても、平成22年4月1日現在で、340市区町村（首都圏の全市区町村の98.3%）が相互応援協定を締結し、そのうちの約7割の市区町村は、他の都道府県の市区町村と相互応援協定を締結している（総務省消防庁「地方防災行政の現況」）。

東日本大震災においては、こうした制度や協定、国等からの要請に基づき、首都圏各自治体から被災地に対して、多くの人的派遣や物資等の提供が行われ、被災地の救援・救助や復旧・復興への貢献がなされている。

(2) 首都圏の民間事業者、大学、NPOなどの被災地支援

東日本大震災においては、広範な地域で大きな被害が発生しており、行政や公共機関等にとどまらず、様々な民間事業者や大学、NPO、ボランティア等が被災地に対して支援を行っている。その支援内容は、募金活動や寄附をはじめとして、被災者・支援者への情報提供、遺族支援、物資輸送、避難所環境整備、医療支援、疎開先支援など多岐にわたり、行政機能の補完や、よりきめ細やかな支援が展開されている。こうした民間事業者やNPOなどの活動が、被災者の方々を勇気づけ、早期の復旧・復興につながっていくことが期待されている。

(大学等による被災地支援)

東日本大震災においても、募金活動や被災学生等の受入れ、救援物資の提供などを中心に、大学を挙げた支援、大学防災関係サークルなどの団体による支援、個人レベルでの支援など様々な形で行われているが、被災地のボランティアの受入れ体制にあわせてボランティア活動も活発化している。

被災地支援の状況（4月6日）：IVUSA（特定非営利活動法人国際ボランティア学生協会）提供



4. 首都圏の災害脆弱性の克服に向けて

東日本大震災の首都圏における被害状況から、首都圏の災害に対する脆弱な側面について改めて検証するとともに、その克服に向けた取組を進めることが必要である。

1) 発生が予想されている首都直下地震への備え

東日本大震災においては、国や地方公共団体が行う「公助」だけでなく、国民一人一人や企業の自覚に根ざした「自助」、地域や企業、団体が力を合わせて助け合う「共助」の重要性が再認識された。発生が予想されている首都直下地震の備えとして、国及び地方公共団体が公共施設整備などハード面の対策を進めるとともに、帰宅困難者対策などソフト面の対策には行政の対応に限界がある中、「公助」だけでなく、それぞれの主体の長所を生かした「自助」、「共助」の取組を適切に組み合わせて推進することにより効果的に防災対策を実施し、地域防災力の向上を図る必要がある。

2) 大規模災害に対応できる広域的なりだんだんシーの確保

東日本大震災の被害は、地震による災害に福島第一原子力発電所事故による災害も加わり、その被害は、東北地方から関東地方までの広範囲に及び、かつ、長期にわたるものとなった。

首都圏の各都県は、大量の物資と人員を被災地に送り込み、被災地の救援及び復旧に大きく貢献した。我が国は地震活動が活発な環太平洋地震帯に位置し、国土面積に対して、地震の発生回数が極めて多い。首都圏においても、プレート境界型の巨大地震の東海地震やマグニチュード7クラスの首都直下地震が高い確率で数十年以内に発生すると想定されている。首都圏において、これらの将来発生しうる大規模地震による被害を軽減するために、同時に被災しない国内遠方の地域との相互支援や連携体制の整備が各分野で求められる。平時から、行政及び企業等民間事業者においては、大規模地震を想定した広域の支援体制、拠点の分散化、バックアップ拠点の配置等広域的なりだんだんシーの確保について検討を深めておく必要がある。

3) 情報の正確な認識の共有

東日本大震災においては、情報伝達の不十分さによる混乱の拡大が見られたことも特徴的であった。計画停電の発表においては、前日夜に翌日の停電区域を発表したことにより、関係機関の準備が間に合わず、混乱が拡大したとの指摘もなされている。更に、消費活動の面では、生活必需品の買占めや高価格商品の買い控えなど消費行動の変調、農水産物等の風評被害が生じた。これらの現象を踏まえると、災害時の情報の正確な認識の共有が重要であり、行政、国民、専門家間のリスクコミュニケーションの充実を図ることが求められる。

また、福島第一原子力発電所の事故等にあわせて、外資系企業等が退避の動きを見せた一因として、原子力発電所事故について正確な情報が諸外国や外国人に必ずしも十分に共有されなかったおそれもある。日本国内のみならず諸外国のメディアをも通

じて情報を入手する外国人に対する情報の提供に当たり、諸外国や在日外国人に対する情報発信のあり方についても、今後検討が必要である。

4) 省電力・省エネルギー型の経済社会への転換

東京電力は、東日本大震災後、予想される電力需要に対する電力供給を行うことができなくなったことから、計画停電を行った。これにより節電に対する意識の向上が図られ、電力の供給不足に対応した社会生活が模索されるようになった。この過程で、灯火の一部消灯やエアコンの停止等、エネルギーを浪費しない経済社会への転換の兆しが見られる。また、産業界においても工場などの稼働時間のピークシフト等についての検討が進められている。これらの動きを今後具体化させることによって、省電力・省エネルギー型の経済社会へ転換を図っていく必要がある。

第2節 首都圏の国際競争力の動向について

1. 都市間の国際競争の激化

我が国の国内総生産（GDP）は、1960年代末期以来、アメリカに次いで世界第2位の地位を維持し続けていたが、その後の長期にわたる経済の停滞期等を経て、2010年には、成長目覚ましい中国に抜かれ、世界第3位になった。いまだ、我が国経済は世界経済の1割弱の規模を有しているものの、アジア経済の急速な成長を背景に、アジア諸都市の存在感が増しており、日本の国際競争力の強化が大きな課題となっている。

一方、我が国の大都市圏については、人口や経済の集積規模において先進諸外国にも匹敵するポテンシャルを有している。特に、東京を中心とする大都市圏においては、他の世界の大都市圏と比較しても抜きん出た集積を見せており、我が国の成長エンジンとして、国際競争力を牽引してきた。しかし、近年の域内総生産（GRP）の成長率の推移を見ると、他の代表的な大都市圏と比べてもここ数年は低成長の状態が続いている。今後、人口減少や高齢化について、更なる進展が見込まれるとともに、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の首都圏への直接的な被害や間接的な影響が大きいこともあって、我が国の首都圏でさえ競争力の低下が危惧されている。

特に、経済競争のグローバル化が進展する現在においては、競争力のある企業や人材は国境を越えて、その活動する地域を比較選択しており、その立地優位性の比較考量はもはや国単位ではなく都市圏単位で行われている。そのため、量的な集積だけではなく、圏域としての魅力や専門性、特殊性など地域の強みを活かした、質的な向上を図っていくことが喫緊の課題となっている。こうした中、諸外国では、大都市圏に対する国際競争力の強化をねらいとした計画や戦略づくりが進められており、計画の策定や推進過程において、中央政府が強いイニシアティブを発揮している事例も見られる。

我が国全体の経済活力を牽引することが期待される首都圏をはじめとする大都市圏について、激しさを増す国際競争への適切な対応が求められている。

2. 我が国の首都圏の現状

都市あるいは都市圏間の国際的な競争の中で、我が国の首都圏の国際競争力を高め、いくためには、他の大都市や大都市圏との比較から、我が国の首都圏の強みや弱みを的確に把握することが必要である。

なお、現在、大都市や大都市圏についての比較や整理が広く行われているが、大都市や大都市圏の定義や比較方法が様々であることに留意する必要がある。

(1) 世界の大都市圏との比較から見た我が国の首都圏 (基礎的な統計の比較)

国際連合の調査によれば、世界の人口は大都市圏に集中する傾向にあり、世界の人口の過半数が都市圏に居住している。

図表 1-2-1 世界の大都市圏（人口・面積・人口密度）の比較

世界の大都市圏を比較している調査の「Demographia World Urban Areas (World Agglomerations)」によれば、人口が100万人を超える大都市圏は世界に426あり、「東京を中心とした大都市圏」は、約3,669万人を抱え、世界最大の大都市圏となっており、面積を見ると、ニューヨークの11千km²には劣るものの、世界第2位の広さとなっている（図表 1-2-1）。

都市圏	面積(km ²)	2011年推計人口(千人)	人口密度(人/km ²)
ロンドン	1,623	8,585	5,290
ニューヨーク	11,264	20,710	1,839
パリ	3,043	10,485	3,446
北京	3,302	14,170	4,291
上海	2,914	18,665	6,405
香港	275	7,030	25,564
シンガポール	466	5,115	10,976
東京	9,065	36,690	4,047

注1：都市圏とは、原則として400人/km²以上の人口密度を有する、建物が連続する地域のこと。

注2：東京とは、東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県の一部並びに茨城県、栃木県及び群馬県の一部にまたがる都市圏。

資料：「Demographia World Urban Areas (World Agglomerations)」(平成23年4月発行)により国土交通省国土計画局作成

一方、GRPについてみると、プライスウォーターハウスクーパース社(PricewaterhouseCoopers)の「UK

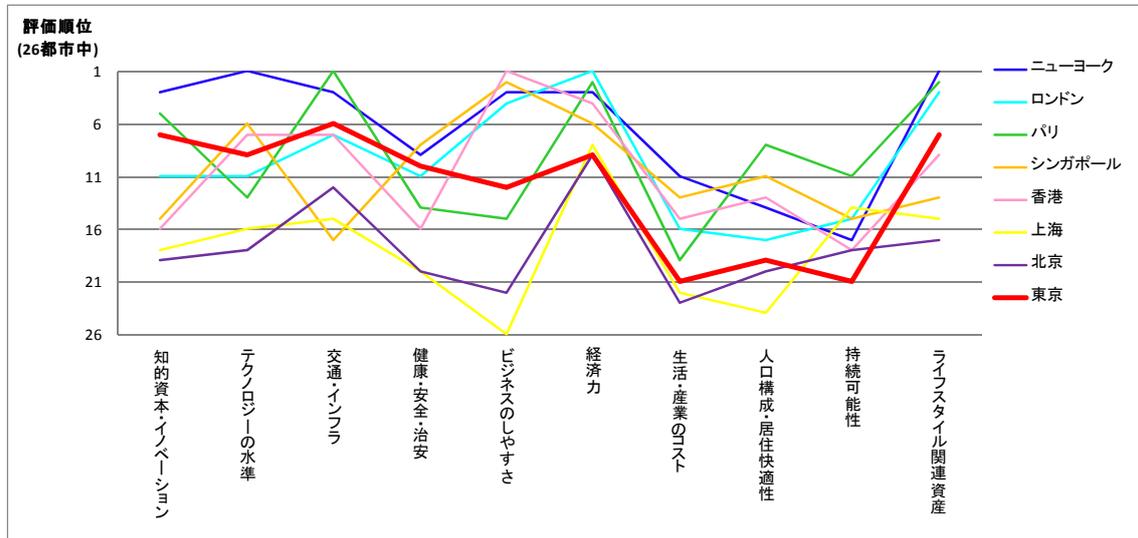
Economic Outlook November 2009」によれば、東京を中心とした大都市圏の、2008年におけるGRPは、14,790億USドル(購買力平価(PPP)換算)で世界1位であり、2025年における推計値についても引き続き世界一となると試算されているが、その間の成長率は、1.7%で、中南米やアジアの国々と比べ、低成長となることが見込まれている。また、1人あたりGRPでは32位(全151都市)と順位が低い状態にある。

(総合的な評価についての事例)

プライスウォーターハウスクーパース社(PricewaterhouseCoopers)とニューヨーク市パートナーシップ(Partnership for New York City)が共同で発表した「世界の都市力比較2011(Cities of Opportunity)」においては、我が国の首都圏の中心となる東京は、大学の卒業程度の教育を受けた人の割合などの「知的資本・イノベーション」、旅客数などの「交通・インフラ」や犯罪数、保健医療の充実などの「健康・安全・安心」は、ニューヨーク、ロンドン、パリと概ね比肩しており、アジアの中では優位とされている。一方、「生活・産業のコスト」や、自然災害のリスク、通勤時

間の長さなどの「人口構成・居住快適性」、金融・業務サービス従業者などの「経済力」、廃棄物のリサイクル率などの「持続可能性」の面で、他の都市に比べて劣位とされている。また、劇場・レストランの質・種類などの「ライフスタイル関連資産」もニューヨーク、ロンドン、パリなどの大都市と比較すると劣勢とされている。（図表 1-2-2）。

図表 1-2-2 世界 26 都市のランキング



資料：PricewaterhouseCoopers, Partnership for New York City 「Cities of Opportunity」（平成 23 年 5 月発行）により国土交通省国土計画局作成

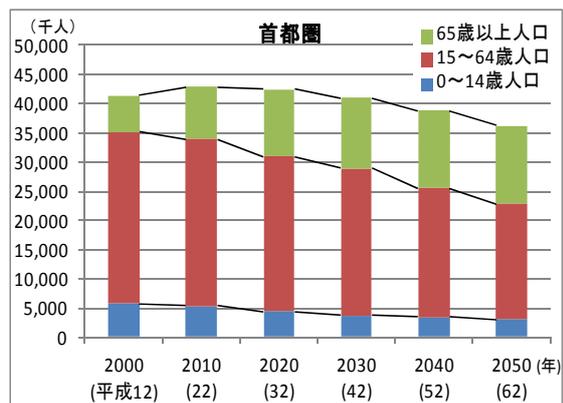
（２）我が国の首都圏の動向について （首都圏の推計人口の動向）

首都圏の総人口は、2000 年（平成 12 年）に 41,322 千人、国土交通省国土計画局による推計によれば、2020 年（平成 32 年）に 42,460 千人（3%増：対 2000 年（平成 12 年）比）、2050 年（平成 62 年）に 36,282 千人（12%減：対 2000 年（平成 12 年）比）となり、今後しばらくは増加を続けるものの長期的には減少することが予測されている（図表 1-2-3）。

一方、首都圏の生産年齢人口については、総人口の動向とは異なり一貫して減少することが予測されている。2000 年（平成 12 年）に 29,423 千人であった生

産年齢人口は、2050 年（平成 62 年）には 9,674 千人減少し、19,749 千人（33%減：対 2000 年（平成 12 年）比）となることが予想されている。また、首都圏の高齢人口については、急速に増加することが予測されている。2000 年（平成 12 年）に 6,202 千人であった高齢人口は、2050 年（平成 62 年）には 7,282 千人増加し、13,484 千人

図表 1-2-3 全国と首都圏の人口の年齢別長期予測



資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成 18 年 12 月推計）」における出生中位（死亡中位）推計、国土交通省国土計画局推計値により国土交通省国土計画局作成

(117%増：対2000年(平成12年)比)となり、高齢人口1人当たりの生産年齢人口は1.46人となることが予測されている。労働力の不足のほか、経済規模の縮小が懸念され、社会保障費の増加や、国際競争力へ影響が生じることが懸念されている。

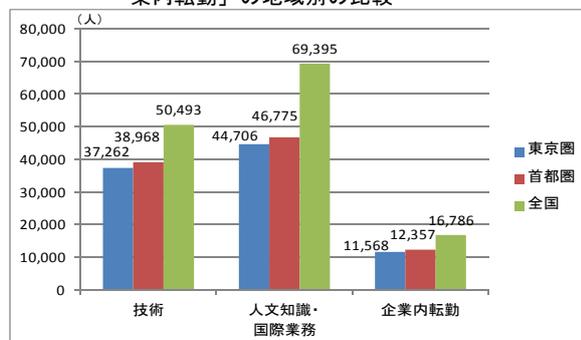
(海外からの人材の集積動向)

我が国の知的資源の維持・強化を図る上では、内外から優秀な人材を確保することが重要であり、少子高齢化が進む中で海外から優秀な人材を獲得する必要性が高まっている。法務省の「在留外国人統計」をもとに、平成21年末の外国人登録者数を在留資格別にみると、理科系(理学、工学その他の自然科学など)の知識を要する業務を行う

「技術」の外国人登録者数は3.9万人

(全国比77%)、文科系(法律学、経済学、社会学その他の人文科学など)の知識を必要とする業務を行う「人文知識・国際業務」の外国人登録者数は4.7万人(全国比67%)、海外にある外国企業から日本への転勤者に代表される「企業内転勤」の外国人登録者数は1.2万人(全国比74%)であり、我が国の中でも首都圏の比率が突出して高く、そのほとんどが東京圏に集積している(図表1-2-4)。

図表1-2-4 在留資格「技術」「人文知識・国際業務」「企業内転勤」の地域別の比較



資料：法務省「平成22年版在留外国人統計」により国土交通省国土計画局作成

(我が国の首都圏の特徴)

首都圏は、他の世界の大都市圏に比べ、人口規模が大きく、市場(マーケット)としても、労働力の点でも優位性がある。しかし、今後は、人口が減少局面に転じるとともに、急速に高齢者数の増加が見込まれることなどから、労働力の不足のほか、様々な面で、首都圏の国際競争力に大きな影響を与える可能性がある。一方で、知的資源など比較的優れた要素もみられる。これらの資源を有効に活用していくため、今後の見通しなどの動向について更なる検討が必要である。

3. 諸外国の大都市圏での取組状況

諸外国では、更なる経済成長や国際競争力の強化をねらいとして、大都市圏を対象とした計画や戦略づくりを進めている事例が近年見られる。

イギリスでは、ロンドン大都市圏において、2000年にロンドン大都市圏全体を包括する広域自治体としてグレーター・ロンドン・オーソリティ（G L A : Greater London Authority）が法律に基づき創設されている。G L Aは戦略策定機能を強化した機関であり、国際競争力の強化に向けて、ロンドン大都市圏を包括した長期計画である「ロンドンプラン」を始め、多様な課題に対応するために様々なテーマで戦略を策定している。具体的には、慢性的な交通渋滞と流入する人口を受けとめる市街地の再整備に対する課題への対応として、市街地を貫通する鉄道の整備（テムズリンク、クロスレール）及びドックランズを含むロンドン東部地域（テムズゲートウェイ）の開発が、国と地方公共団体との連携のもとで進められている。

フランスでは、近年のEU内の都市間競争により、相対的なパリの地位低下が問題とされており、国際競争力の強化のため、パリの規模の拡大を図ることが必要とされていた。一方、パリを中心とした地域では業務機能と人口が郊外に移転しており、郊外間を結ぶ鉄道の必要性が増していた。イル・ド・フランス州は2008年に地域圏のマスタープランを作成しており、鉄道網の整備に関する計画が盛り込まれていたところであるが、この計画は地域圏内の住民生活を重視しているなど国際競争力の強化の観点に乏しく、国の承認が得られていなかった。このような状況において、国はグラン・パリ法案を国会に提出し、世界の大都市と競いうるパリの経済成長を実現するための持続可能な経済開発を推進するためのグラン・パリ計画を策定した。グラン・パリ計画においては鉄道網の整備に関する計画を中心としている。このグラン・パリ法では、国と地方との実質的な合意の期限が定められるなど、国際競争力の強化を速やかに行うための制度的担保がなされている。

以上のように、諸外国の事例を見ると、広く行政区域を越えた広域圏を対象に、国際競争力強化や経済開発を目的とした圏域レベルの計画の策定や計画の実効性を確保するための措置を設けたものがみられる。また、計画の策定や推進過程において中央政府が強いイニシアティブを発揮しているといった事例も存在している。

2006年にまとめられたOECDレポート（Competitive Cities in the Global Economy）においても、「大都市の協力体制を強化する上で中心的役割を果たすのは、より高次の政府である。大半の場合は中央政府が改革の強要や奨励により指導的役割を果たしている」と指摘されているところである。

4. 首都圏の国際競争力向上に向けて

経済のグローバル化が進展する中、我が国の経済活力を向上させていくためには、我が国の成長エンジンである大都市圏において、新たな付加価値を生み出し、生産性の向上を図ることが重要である。その実現に当たっては、高度な技能を備えた人材、グローバル社会に対応した高質なインフラ、経済活動を安定的かつ円滑に行うための資金供給、国際競争をリードするための先端情報など、人、モノ、金、情報と呼び込むことが求められている。このため、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災の多大な影響を踏まえ、首都圏の災害に対する脆弱性を克服するとともに、我が国がこれまで蓄積してきた固有の優れた環境、景観、文化、安全・安心などといった大都市圏の魅力を高め、諸外国の人々を惹きつける拠点として、大都市圏の成長を促していくことが期待されている。

我が国の東京を中心とする首都圏について、諸外国の動向や近年の我が国を取り巻く経済社会情勢の急激な変化に鑑みれば、国際社会での位置づけを的確に把握することが重要である。その際、我が国の首都圏について、強みと弱みの分析を進め、強みを活かした方向で首都圏の魅力を更に向上させることや、強みを維持しつつ弱みを克服させることについて検討を深めていくことが必要である。その上で、首都圏が我が国の成長エンジンとしての機能を的確に発揮するよう、首都圏の国際競争力を向上させるための戦略的な取組を指向することが求められる。

第2章 首都圏整備の状況

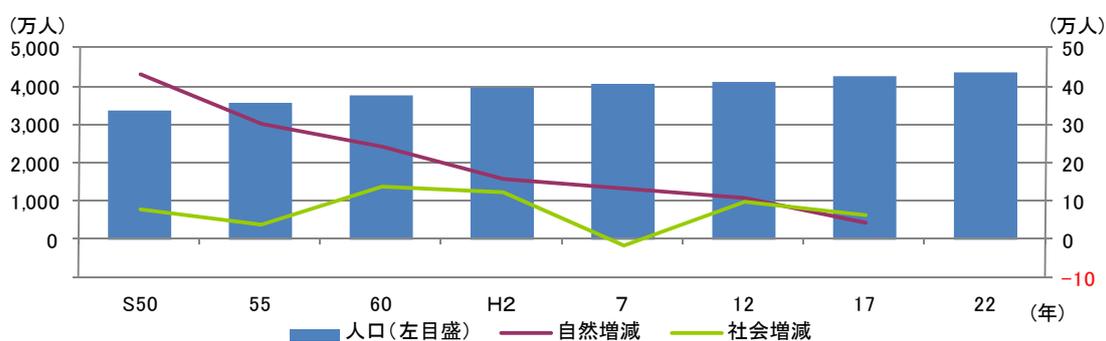
第1節 人口等の状況

(首都圏の人口推移)

首都圏の総人口は、平成22年10月1日現在で4,347万人となっており、全国の33.9%を占めている。

人口動態をみると、出生数から死亡数を引いた「自然増減」は一貫して増加しているものの、増加幅は縮小基調で推移しており、平成21年は2.6万人増となっている。また、転入者数から転出者数を引いた「社会増減」は平成6、7年に一時減少に転じたものの、近年は増加基調で推移しており、平成21年は12.0万人増となっている(図表2-1-1)。

図表 2-1-1 首都圏の人口、自然増減数及び社会増減数の推移

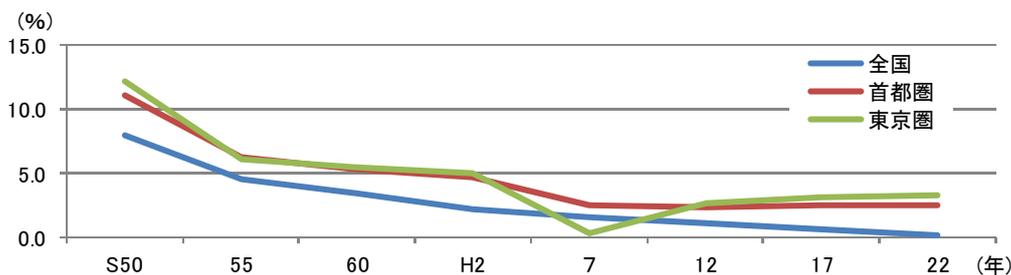


注1：人口は10月1日現在、自然増減及び社会増減は前年の10月1日から当年の9月30日までの期間による。

資料：「国勢調査」及び「平成22年国勢調査(人口速報集計結果)」(いずれも総務省)により国土交通省国土計画局作成

首都圏の人口増加率は、一貫して全国水準を上回って推移しており、全国人口が減少する一方で増加を続けている(図表2-1-2)。都県別にみると、東京都及び近隣3県は平成12年国勢調査以降増加基調で推移している。

図表 2-1-2 全国・首都圏・東京圏の人口増加率の推移



資料：「国勢調査」及び「平成22年国勢調査(人口速報集計結果)」(いずれも総務省)により国土交通省国土計画局作成

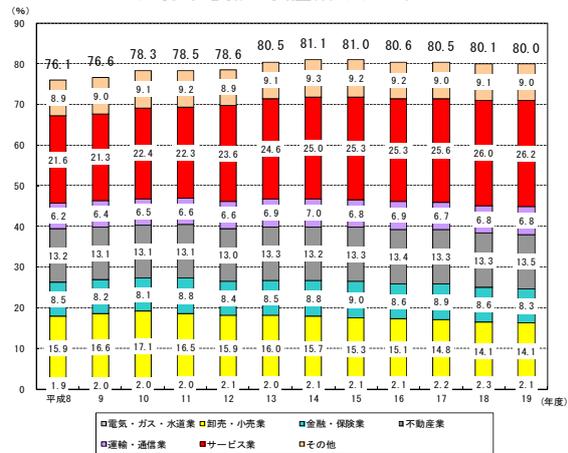
第2節 産業機能の状況

1. 首都圏の経済状況

日本経済における首都圏の位置付けを見ると、首都圏は全国のGDPの37.4%を占めており、日本経済において重要な役割を担っている圏域である。

首都圏の圏域総生産（実質：連鎖方式）における第3次産業のシェアを見ると、全体の80.0%と大きなウェイトを占めている。中でもサービス業は、圏域総生産の26.2%を占めており、首都圏経済の重要な産業となっている（図表2-2-1）。

図表2-2-1 首都圏の圏域総生産（実質：連鎖方式）における第3次産業のシェア

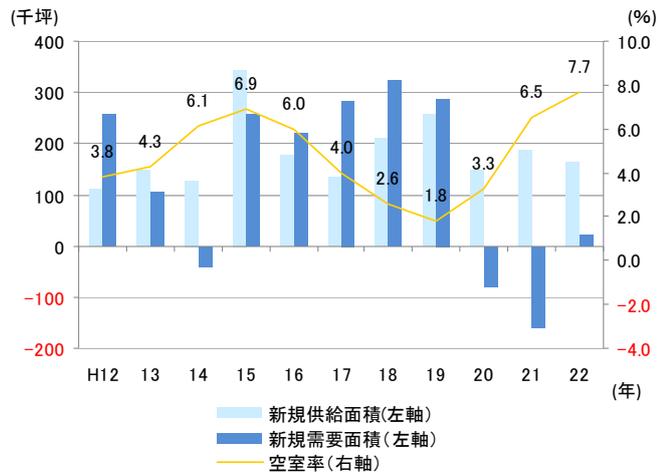


注：連鎖方式とは、実質化の指数算式において前年を基準年とし、それらを毎年積み重ねて接続する方法。
資料：「県民経済計算」（内閣府）により国土交通省国土計画局作成

2. 首都圏における諸機能の展開 （最近のオフィス需要動向）

近年の東京都区部の賃貸オフィスビルの空室率を見ると、大規模ビルの大量供給による平成15年の6.9%をピークに平成19年まで減少傾向にあったが、平成20年以降、景気後退の影響により新規需要面積がマイナスとなったことから、平成20年以降上昇に転じた。なお、上昇幅については、平成21年は前年比3.2ポイント、平成22年は、1.2ポイントと縮小している（図表2-2-2）。

図表2-2-2 東京都区部のオフィスビルの需給動向



注：新規供給面積は年間、空室率は各年12月の値。
新規需要面積は前年と当該年の稼働床面積の差。
資料：シービー・リチャードエリス総合研究所(株)資料により国土交通省国土計画局作成

（製造業の動向）

首都圏における製造業の動向について見ると、平成21年の事業所数は前年比で12.4%減となっており、首都圏内の全ての都県で大幅に減少している。

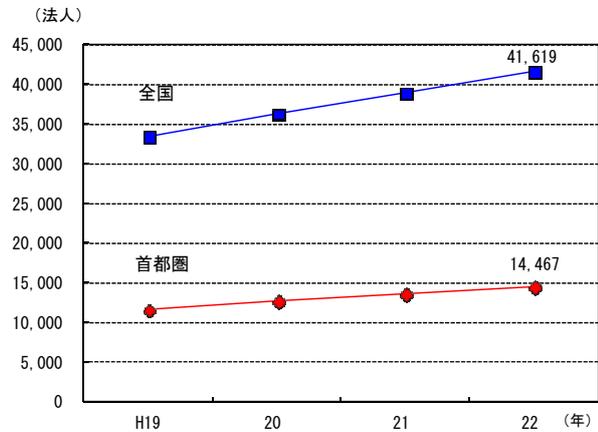
同様に、従業者数は9.4%減、製造品出荷額等は22.1%減となっており、従業者数、製造品出荷額等共に、全ての都県で大幅に減少している。

第3節 個人主体の多様な活動の展開

1. 首都圏のNPO法人等の動向 (NPO法人の動向)

近年、福祉、環境、まちづくりなど様々な分野において、民間非営利団体による社会貢献活動が活発化している。特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）の数は、特定非営利活動促進法（以下「NPO法」という。）の施行以降、増加し続けており、平成22年の認証法人数は全国で41,619団体、首都圏は全国の約35%にあたる14,467団体がNPO法人として認証されている（図表2-3-1）。

図表 2-3-1 NPO法人数の推移

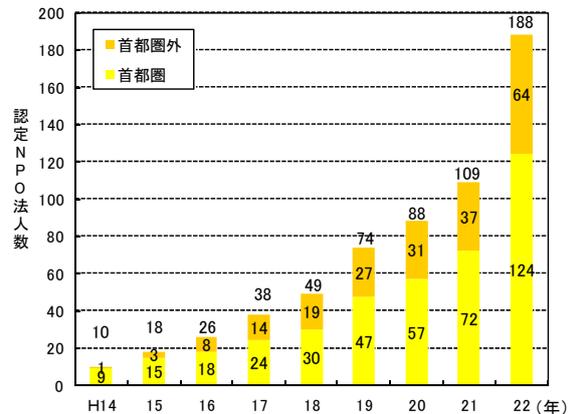


注：NPO法人数は各年12月末現在の値である。
資料：内閣府資料により国土交通省国土計画局作成

(NPO法人への支援)

NPO法人に係る税制上の措置としては、NPO法人のうち一定の要件を満たすものとして国税庁長官の認定を受けたもの（以下「認定NPO法人」という。）に対して支出した寄附金について、寄附金控除等の対象とする措置が平成13年10月から講じられている。その後、この認定NPO法人制度については、認定要件の緩和、みなし寄附金制度の導入等の改正が行われてきた。首都圏における認定の有効期間内にある認定NPO法人数は、平成22年末現在で124(全国では188)となっている（図表2-3-2）。

図表 2-3-2 認定NPO法人数の推移



注：各年12月末現在において認定の有効期間内にある認定NPO法人数である。

資料：国税庁資料により国土交通省国土計画局作成

(「新しい公共」等の多様な主体の参加による首都圏づくり)

これまで、地域における問題の解決に当たっては、行政や市場に任せられるケースが多かったが、教育や子育て、まちづくり、防犯や防災、医療や福祉などの分野において、地域の市民、企業等の多様な主体がそれぞれの役割に関わり、課題の解決に取り組むとともに、それを社会全体で推進していく「新しい公共」を実現することにより、それぞれの地域で様々な社会的ネットワークが展開され、公正で活気ある社会の実現が期待される。

この、「新しい公共」の考え方や展望を市民、企業、行政などに広く浸透させると

ともに、これからの日本社会の目指すべき方向性やそれを実現させる制度・政策のあり方などについて議論を行うことを目的として、平成22年1月から6月まで8回にわたり、「新しい公共」円卓会議が開催され、「新しい公共」宣言や税制改革等を含む「新しい公共」円卓会議における提案と制度化等に向けた政府の対応」がとりまとめられた。

また、官だけでなく、市民、NPO、企業などが積極的に公共的な財・サービスの提供主体となり、身近な分野において、共助の精神で活動する「新しい公共」の推進について、「新しい公共」を支える多様な担い手が検討を行う場として、平成22年10月より、「新しい公共」推進会議が開催され、「新しい公共」円卓会議からの提案に対する政府の対応や「新しい公共」と行政の関係のあり方などNPO等の活動基盤整備について議論が行われている。

第4節 環境との共生

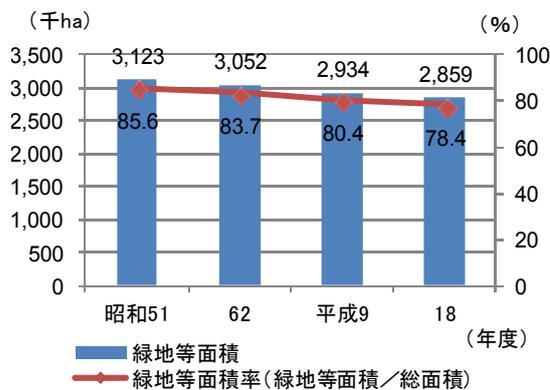
1. 首都圏の自然環境の状況

(首都圏における緑地の減少)

首都圏における平成18年度の緑地等(森林、農地、荒地、河川湖沼海浜)面積は約2,859千ha、首都圏区域面積に対する緑地等面積の割合は78.4%となっている(図表2-4-1)。

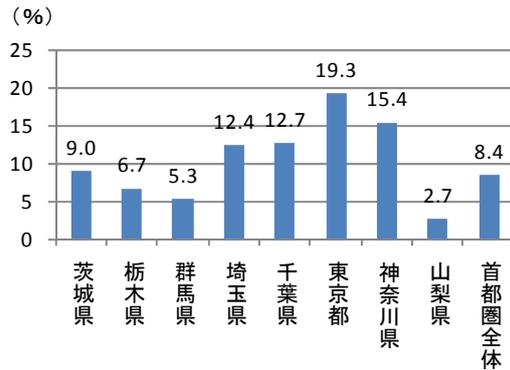
また、都県別に昭和51年度と平成18年度の緑地等面積を比較すると、東京都で19.3%、神奈川県で15.4%、千葉県で12.7%、埼玉県で12.4%それぞれ減少しており、特に1都3県で緑地等の減少率が高くなっている(図表2-4-2)。

図表2-4-1 首都圏の緑地等面積と緑地等面積率



資料:「国土数値情報」(国土交通省国土計画局)により国土交通省国土計画局作成

図表2-4-2 首都圏各都県の緑地等減少率(昭和51年度→平成18年度)



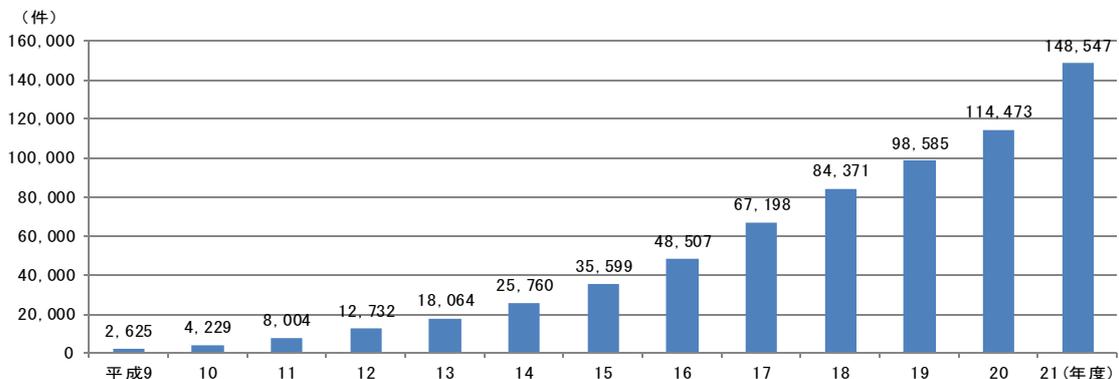
資料:「国土数値情報」(国土交通省国土計画局)により国土交通省国土計画局作成

2. 環境負荷の低減

(住宅用太陽光発電システムの導入拡大)

太陽光発電は、エネルギー自給率の低い我が国の国産エネルギーとして、また、低炭素社会の形成や太陽電池関連産業による雇用の創出や地域経済の活性化などの観点から、その導入拡大が期待されており、首都圏における住宅用太陽光発電システムの導入量は増加を続けている(図表2-4-3)。

図表2-4-3 首都圏における住宅用太陽光発電システム導入状況(件数)



資料:平成9年度~平成19年度 「年度別・都道府県別住宅用太陽光発電システム導入状況」((財)新エネルギー財団)、平成20年度 「平成21年度新エネルギー等導入促進基礎調査 太陽光発電システム等の普及動向に関する調査」、平成21年度 「平成22年度新エネルギー等導入促進基礎調査(太陽光発電システム等の普及動向に関する調査)」(資源エネルギー庁)により国土交通省国土計画局作成

第5節 安全・快適で質の高い生活環境の整備

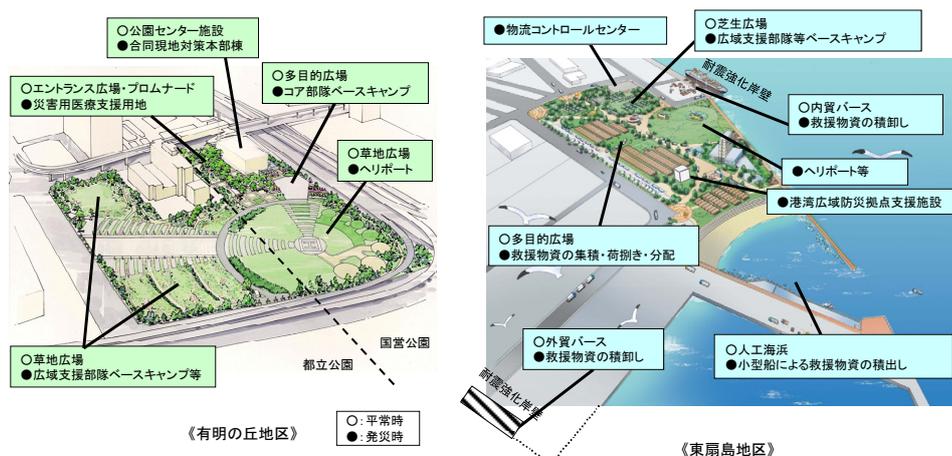
1. 安全、安心の確保

(1) 震災対策

(広域的防災体制の構築に向けた国及び都県の整備状況)

都市再生プロジェクト第一次決定を受け、首都圏において大規模な地震等による甚大な被害が発生した際に、広域的な防災活動の核となる基幹的広域防災拠点の整備を東京湾臨海部において行っており、内閣府等との運用体制の強化を進めつつ、東扇島地区は平成20年度に供用を開始し、有明の丘地区は平成22年7月に東京臨海広域防災公園の供用を開始した(図表2-5-1)。

図表 2-5-1 東京湾臨海部における基幹的広域防災拠点の整備



資料：国土交通省

(2) 治山治水等

(ダム事業の検証)

平成22年9月28日、全国の83のダム事業(84施設)を対象として、国土交通大臣から検討主体(関係各地方整備局等、水資源機構、関係各道府県)に対し、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示又は要請を行った。これは、平成21年12月に発足した「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」が12回の討議を経て平成22年9月27日にまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、指示又は要請を行ったものであり、あわせて平成22年9月28日付けで、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」を通知した。これらに基づき、各検討主体において、「関係地方公共団体からなる検討の場」の設置、複数の治水対策案の立案、各評価軸による評価等が進められている。

2. 良好な市街地や住宅・住環境整備等による魅力ある居住環境の整備

(1) 住宅及び住環境の整備

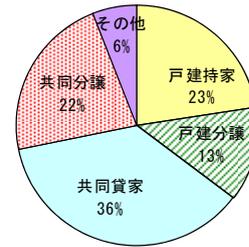
①住宅のストックの動向

(距離別の住宅供給状況)

東京 70km 圏内における平成 2 年から平成 22 年までの累計着工戸数は約 882 万戸となっており、一戸建の持家（戸建持家）、一戸建の分譲住宅（戸建分譲）の戸建型が全体の約 36%を占める一方、共同建の貸家（共同貸家）、共同建の分譲住宅（共同分譲）の共同型が約 58%と、共同型の占める割合が大きい（図表 2-5-2）。

図表 2-5-2 70km 圏内における利用関係・建て方別の累計住宅着工戸数（平成 2～22 年の累計）

	一戸建	長屋建	共同	合計
持家	1,990,493	14,284	32,173	2,036,950
貸家	51,656	285,503	3,220,219	3,557,378
給与住宅	9,077	4,154	114,625	127,856
分譲住宅	1,123,435	10,142	1,966,393	3,099,970
合計	3,174,661	314,083	5,333,410	8,822,154



注 1：「給与住宅」とは、会社、官公署、学校等がその社員、職員、教員等を居住させる目的で建築するもの。

注 2：網掛け部を、右図中の「その他」の住宅型に分類した。

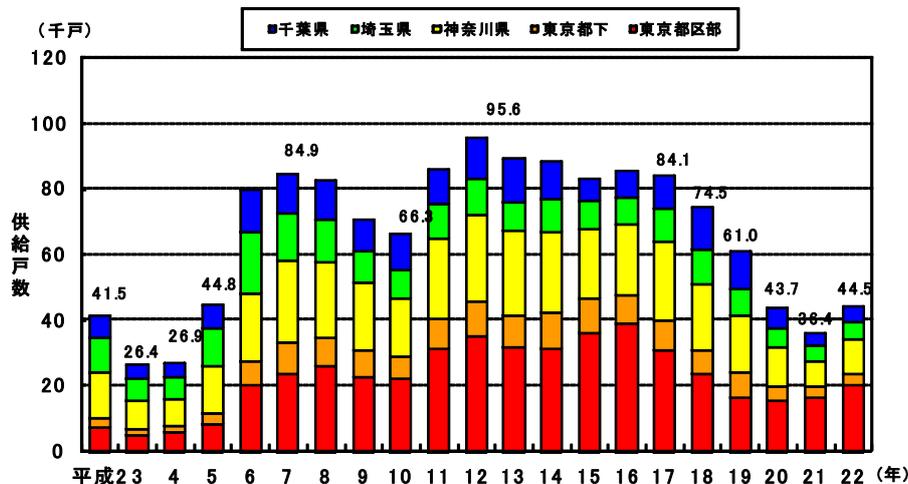
資料：「住宅着工統計」（国土交通省）により国土交通省国土計画局作成

②分譲マンションの供給動向

今後、建築後相当の年数を経た分譲マンション等の急増が見込まれる中で「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」を活用した建替え事業は首都圏で平成 22 年 10 月までに 43 件の実績となっている。

東京圏における分譲マンションの供給動向は近年景気後退等の影響から減少が続いていたが、平成 22 年に 6 年ぶりに前年比で増加しており、都下以外は全て 10% 以上の伸びであった（図表 2-5-3）。

図表 2-5-3 東京圏におけるマンション供給戸数の推移



資料：(株)不動産経済研究所資料により国土交通省国土計画局作成

第6節 将来に引き継ぐ社会資本の整備

1. 交通体系の整備

(1) 陸上輸送に関する状況

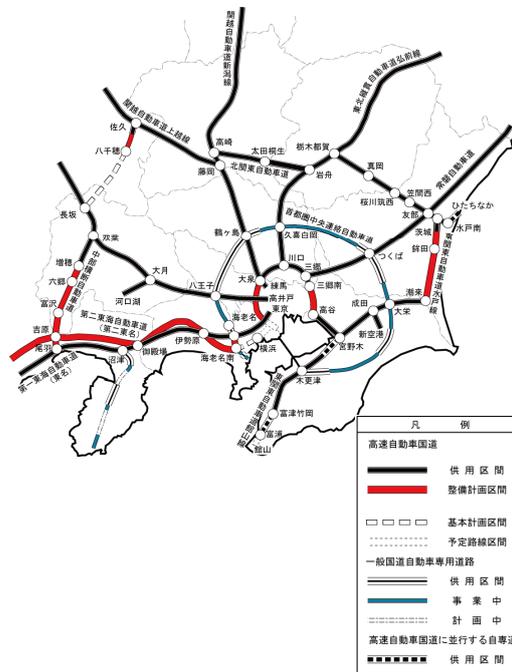
(高規格幹線道路の整備)

北関東自動車道は、平成22年4月に佐野田沼ICから岩舟JCT間約5km、平成23年3月、太田桐生ICから佐野田沼IC間約18kmが開通し、これにより群馬県高崎市から茨城県ひたちなか市に至る延長約147km（東水戸道路約12kmを含む）の区間で全線開通した。首都圏中央連絡自動車道（圏央道）は、平成22年4月につくば中央ICからつくばJCT間約4kmが開通し、全延長約300kmのうち、3割を超える約107kmが開通済（平成22年度末現在）である。未開通区間についても全区間で事業に着手済である。東京外かく環状道路は、大泉JCTから三郷南ICまでの区間が開通済である。未開通区間のうち、三郷南ICから高谷JCTまでの区間は、平成27年度の開通を目指し、事業を実施している。

(広域的な鉄道事業の推進)

中央新幹線については、平成22年3月より、交通政策審議会において「中央新幹線の営業主体及び建設主体の指名並びに整備計画の決定」についての審議が行われている。平成22年12月に行われた中間とりまとめにおいて、営業主体及び建設主体をJR東海、走行方式を超電導リニア方式、ルートを南アルプスルートとすることが適当であるとの方向性が示されたところであり、その後も引き続き、審議が行われている。

図表 2-6-1 高規格幹線道路の整備状況



資料：国土交通省道路局

※ 平成22年度末時点。
※ 整備中のIC及びJCT名は仮称。
※ 事業中には着工準備中を含む。

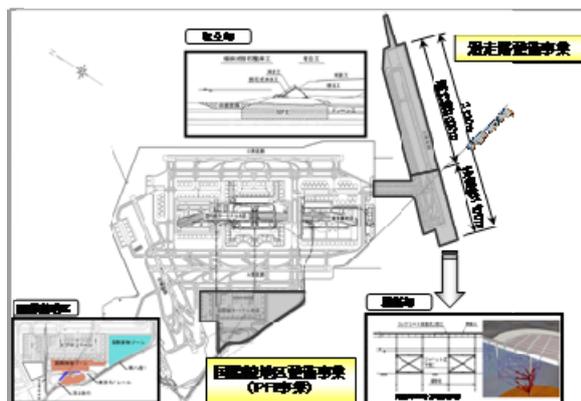
（２）航空輸送に関する状況

（首都圏の都市間競争力アップにつながる羽田・成田強化）

羽田・成田の両空港は、我が国の産業・経済活動の基盤としての役割を担っているところであるが、我が国のさらなる成長のためにも、より一層の機能強化を図るべきである。両空港については、昨年５月の国土交通省成長戦略において示されたように、容量拡大、抜本的な機能強化、徹底的なオープンスカイの推進等の施策を着実に実行することとし、首都圏の都市間競争力の強化を図る。

今後、両空港の容量拡大・機能強化を進め、羽田については24時間国際拠点空港化を推進、成田についてはアジアにおけるハブ空港としての地位確立を目指しつつ、両空港を最大限に活用していくことで、ビジネス・観光両面における都市間競争力を大幅に強化し、我が国にヒト・モノ・カネを呼び込む原動力とする。

図表 2-6-2 東京国際（羽田）空港の再拡張事業



資料：国土交通省航空局

（３）海上輸送に関する状況

（国際コンテナ戦略港湾）

平成 16 年度に開始されたスーパー中枢港湾プロジェクトは、コンテナ港湾の国際競争力を重点的に強化するため、アジアの主要港を凌ぐコスト・サービス水準の実現を目標に、京浜港（東京港、横浜港）など全国で 3 地域が指定され、大規模ターミナルの一体運営や I T 化等の施策を官民一体で展開し、平成 22 年度までに一定の成果を収めている。一方、基幹航路寄港回数についてはなお減少傾向にあり、我が国産業の国際競争力への影響が懸念されている。釜山港等アジア諸国の港湾との国際的な競争がますます激化する中、世界各地との間で、国民生活や産業活動に必要な物資や製品を低コストでスピーディーかつ確実に輸送できるネットワークを構築することが必要とされている。

これらを踏まえ、「新成長戦略（平成 22 年 6 月閣議決定）」及び「国土交通省成長戦略（平成 22 年 5 月策定）」に基づき、「選択と集中」の考え方のもと、平成 22 年 8 月、国際コンテナ戦略港湾として阪神港（大阪港、神戸港）及び京浜港（東京港、川崎港、横浜港）が選定された。今後、選定された国際コンテナ戦略港湾に対し、ハブ機能を強化するためのインフラ整備と貨物集約等の総合的な対策、民の視点を取り込んだ港湾の一体運営等が図られていく。

第7節 首都圏整備の推進

1. 首都圏整備制度

首都圏整備計画は、「基本編」及び「整備編」により構成されており、計画期間は、基本編が平成27年度まで、整備編が平成18年度から概ね5年間となっている。

また、多極分散型国土形成促進法（昭和63年法律第83号）に基づき、都県又は政令指定都市が作成する業務核都市基本構想に基づく業務核都市の整備の推進を図ってきたところであり、これまでに承認・同意された地域は14地域となっている。

2. 首都圏広域地方計画の推進

首都圏広域地方計画においては、世界の経済・社会をリードする風格ある圏域づくりを目指し、多様な主体の協働によって、計画に位置づけている24のプロジェクトを推進している。平成22年6月には計画の推進状況を把握するためにモニタリングを実施した。

3. 大深度地下の適正かつ合理的な利用の推進

大深度地下使用制度の円滑な運用を図り、大深度地下の適正かつ合理的な利用を推進するための取組を進めており、これまで「安全の確保」、「環境の保全」、「バリアフリー化の推進・アメニティーの向上」に関して指針を策定してきた。平成22年度は、大深度地下使用制度の円滑な運用に向けて、技術的な調査検討を行った。

4. 筑波研究学園都市の整備

筑波研究学園都市は、我が国における高水準の試験研究・教育の拠点形成と首都圏既成市街地への人口の過度集中緩和を目的として、整備が進められている。

本都市に移転・新設した国等の試験研究教育機関等については、現在31機関が業務を行っており、周辺開発地区の研究開発型工業団地を中心に多数の民間研究所や研究開発型企业が立地している。

5. 国の行政機関等の移転

国の行政機関等の移転については、東京都区部における人口及び行政、経済、文化等に関する機能の過度の集中の是正に資することを目的として、国の行政機関の官署及び特殊法人の主たる事務所の東京都区部からの円滑な移転が推進されている。

閣議決定で移転対象とされた79機関11部隊等（廃止等により現在は71機関11部隊等）のうち、平成23年3月までに65機関11部隊等が移転した。